

告 示

埼玉県告示第九百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、令和元年埼玉県告示第三百五十九号で告示した草加都市計画道路事業（東日本高速道路株式会社施行）の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和四年九月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 事業施行期間

令和元年八月十三日から令和十三年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし